

開発許可制度運用指針 I-5-5の指定等状況チェックリスト(都市計画法第33条第8号(災害危険区域等の除外)関連)

除外、情報提供の別	開発許可制度運用指針の区分	確認対象開発行為	区域の区分	法令	有:○ 無:X	公表状況(H.P・アドレス、紙)又は指定なし	広域本部、地域振興局、市町村窓口	本庁主管課	備考
除外	都市計画法第33条第8号及びI-5-5(本文) 自己の居住用以外の目的の開発行為にあっては、右の開発不適区域を含まないこと。	自己の居住用以外の目的の開発行為	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(※1)		・県庁H.P(検索名:土砂災害情報マップ)、 ・紙ベース:砂防課、管轄広域本部・振興局、 該当市町村	維持管理課(維持管理調整課)、工務課	砂防課	
			災害危険区域	建築基準法第39条、 県建築条例		・紙ベース:管轄広域本部・振興局	景観建築課又は工務課	建築課	
				建築基準法第39条、 市町村条例		・紙ベース:該当市町村	天草市、上天草市、阿蘇市、美里町、産山村、甲佐町、芦北町、球磨村	—	対象旧町名、地区名:天草市(旧倉岳町)、上天草市(旧姫戸町、旧龍ヶ岳町、旧松島町)、阿蘇市(黒川地区)等(市町村条例参照)
			地すべり防止区域	地すべり等防止法		・紙ベース:管轄広域本部・振興局	維持管理課(維持管理調整課)	砂防課	
			急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律		・紙ベース:管轄広域本部・振興局	維持管理課(維持管理調整課)	砂防課	
			浸水被害防止	特定都市河川浸水被害対策法		(特定都市河川)の指定なし		河川課	
情報提供	I-5-5-(1) 開発不適区域において、自己の居住用、自己の業務用目的の開発許可申請があった場合に災害の危険性の注意喚起等、状況を理解して判断できるよう情報提供。	自己の居住用、自己の業務用目的の開発行為	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法		・県庁H.P(検索名:土砂災害情報マップ)、 ・紙ベース:砂防課、管轄広域本部・振興局、 該当市町村	維持管理課(維持管理調整課)、工務課	砂防課	
			災害危険区域	建築基準法			景観建築課又は維持管理課(維持管理調整課)	建築課	
			災害危険区域	建築基準法第39条、 県建築条例		・紙ベース:管轄広域本部・振興局	景観建築課又は工務課	建築課	
				建築基準法第39条、 市町村条例		・紙ベース:該当市町村	天草市、上天草市、阿蘇市、美里町、産山村、甲佐町、芦北町、球磨村	—	対象旧町名、地区名:天草市(旧倉岳町)、上天草市(旧姫戸町、旧龍ヶ岳町、旧松島町)、阿蘇市(黒川地区)等(市町村条例参照)
			地すべり防止区域	地すべり等防止法		・紙ベース:管轄広域本部・振興局	維持管理課(維持管理調整課)	砂防課	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律		・紙ベース:管轄広域本部・振興局	維持管理課(維持管理調整課)	砂防課			
I-5-5-(2) 右区域において、開発許可申請があった場合に災害の危険性や土砂災害特別警戒区域への指定見込み等の注意喚起等、状況を理解して判断できるよう情報提供。	全ての開発行為	土砂災害防止法第4条第1項の基礎調査により、土砂災害特別警戒区域に相当する土地の区域の範囲が明らかになったものの、いまだ当該区域の指定が行われていない区域	土砂災害防止法		・県庁H.P(検索名:土砂災害情報マップ)、 ・紙ベース:砂防課、管轄広域本部・振興局、 該当市町村	工務課	砂防課		

開発許可制度運用指針 I-5-5の指定等状況チェックリスト(都市計画法第33条第8号(災害危険区域等の除外)関連)

除外、情報提供の別	開発許可制度運用指針の区分	確認対象開発行為	区域の区分	法令	有:○ 無:×	公表状況(H.P・アドレス、紙)又は指定なし	広域本部、地域振興局、市町村窓口	本庁主管課	備考
情報提供	I-5-5-(3) その他災害の発生のおそれのある区域において開発許可申請があった場合に災害の危険性について情報提供。	全ての開発行為	(洪水・高潮)浸水想定区域	(洪水)水防法14条 (高潮)水防法14条の3		旧基準での浸水想定区域図は作成済(市町村HPにて、ハザードマップ参照)	維持管理課(維持管理調整課)又は工務課	河川課	
			土砂災害警戒区域	土砂災害防止法7条1項		・県庁H.P(検索名:土砂災害情報マップ)、 ・紙ベース:砂防課、管轄広域本部・振興局、 該当市町村	維持管理課(維持管理調整課)、工務課	砂防課	
			基礎調査により土砂災害が発生するおそれがあるとされた土地の区域	土砂災害防止法4条1項		・県庁H.P(検索名:土砂災害情報マップ)、 ・紙ベース:砂防課、管轄広域本部・振興局、 該当市町村	工務課	砂防課	
			浸水被害防止区域	特定都市河川浸水被害対策法56条1項		(特定都市河川の) 指定なし	—	河川課	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO077.html
			津波浸水想定に定める浸水の区域	津波防災地域づくりに関する法律10条3項2号		県HP http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_229.html	維持管理課(維持管理調整課)又は工務課	河川課	
			津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律53条1項		指定なし	—	主管課未決定 (河川課にて回答します)	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H23/H23HO123.html
			土砂災害危険箇所(土石流危険箇所)	都道府県公表		・県庁H.P(検索名:土砂災害情報マップ)	工務課	砂防課	
			〃(地すべり危険箇所)	都道府県公表		・県庁H.P(検索名:土砂災害情報マップ)	工務課	砂防課	
			〃(急傾斜地崩壊危険箇所)	都道府県公表		・県庁H.P(検索名:土砂災害情報マップ)	工務課	砂防課	
			その他都道府県又は市町村において把握している災害の恐れのある区域	都道府県又は市町村において把握している			各課、市町村		
その他指定状況を理解して判断できるよう情報提供。	全ての開発行為	砂防指定地	砂防法		・紙ベース:管轄広域本部・振興局	維持管理課(維持管理調整課)	砂防課	(参考) 砂防課追加項目	

※1:土砂災害防止法と呼ぶ。

※確認対象開発行為欄で該当する全てについて、その左欄の区域の区分の指定状況を、指定状況有無欄に○×で記入する。
 なお、指定状況については公表状況等・広域本部等窓口・本庁主管課欄を参考にH.P又は直接出向いて、確認をお願いします。
 ※区域の区分には他法令の全てを掲載していませんので、掲載以外の他法令の制限は別途確認ください。